

経 済 産 業 省

20150128統 第2号

平成27年2月10日

総務大臣 殿

経済産業大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に關係書類を添えて、申請します。

記

経済産業省特定業種石油等消費統計調査

主管部課	経済産業省大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室 経済産業省資源エネルギー庁 長官官房総合政策課戦略企画室
事務担当者	野中 貞一郎 電話 03(3501)1645 e-mail :nonaka-teiichiro@meti.go.jp 横尾 浩之 電話 03(3501)2096 e-mail :yokoo-hiroyuki@meti.go.jp



申 請 事 項 記 載 書

1 調査の名称

経済産業省特定業種石油等消費統計調査

2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
1～5 略 6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 <u>経済産業省（資源エネルギー庁） — 民間事業者 — 報告者</u> (2) 調査方法（☐調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ）） 石油等消費統計調査は、<u>別表第2</u>に掲げる様式による調査票によって以下の要領で行う。 1) 調査票の配布 経済産業大臣は、<u>別表第1</u>に掲げるところにより、それぞれの<u>報告義務者</u>について、<u>別表第2</u>の様式<u>第1号～第9号</u>の調査票を配布する。	1～5 略 6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 <u>経済産業省 — 経済産業局 — 報告者</u> <u>経済産業省 — 報告者</u> (2) 調査方法（☐調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ）） 石油等消費統計調査は、<u>別添</u>に掲げる様式による調査票によって以下の要領で行う。 1) 調査票の配布 ① 経済産業大臣は、<u>別表</u>に掲げるところにより、それぞれの<u>調査対象事業所</u>について、様式<u>第2号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号</u>の調査票のうち、該当す	○調査組織の変更のため。 ○調査組織の変更のため。

2) 調査票の提出 ① 調査票による提出 <u>報告義務者</u>は、調査票に所定の事項を記入し、<u>これに記名した上、1部を調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。</u> ② 電子情報処理組織による提出 ア <u>報告義務者</u>は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と<u>報告義務者</u>の使用に係る入出力装置とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、<u>調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。</u> イ 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、アの電子計算機に備えられた<u>ファイルへの記録がされた時に調査票が経済産業大臣に到達したものとする。</u>	<u>る調査票を配布する。</u> <u>② 経済産業局長は、別表に掲げるところにより、それぞれの調査対象事業所について、様式第1号、第3号、第7号及び第9号の調査票のうち、該当する調査票を配布する。</u> 2) 調査票の提出 ① 調査票による提出 ア <u>調査対象事業所</u>は、調査票に所定の事項を記入し、<u>これに記名し、別表に掲げる調査票の区分、提出先、提出部数及び提出期日に従って提出する。</u> イ <u>経済産業局長は、受理した調査票を整理審査し、1部を保存し、1部を経済産業大臣に別表に掲げる期日までに提出する。</u> ② 電子情報処理組織による提出 ア <u>調査対象事業所</u>は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と<u>調査対象事業所</u>の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、<u>別表に掲げる提出期日までに提出する。</u> イ 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、アの電子計算機に備えられた<u>ファイル（以下「ファイル」という。）への記録がされた時に調査票が調査票の提出先に到達した</u>	○調査組織の変更のため。
---	--	---------------------

③ <u>電磁的記録</u>による提出 <u>報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、これに報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1枚を調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。</u> ④ <u>民間事業者に委託する業務</u> <u>石油等消費統計調査における業務委託内容は、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計等に係る業務とする。</u> 7～10 略 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者	<u>ものとする。</u> <u>ウ 経済産業局長は、別表に掲げる経済産業大臣に提出する期日までにファイルを整理審査する。この場合においては、ファイルの整理審査を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとする。</u> ③ <u>フレキシブルディスク</u>による提出 <u>ア 調査対象事業所は、フレキシブルディスクに所定の事項を記録し、これに調査対象事業所名等を記載したラベルをはり付け、1枚を別表に掲げる調査票の区分、提出先及び提出期日に従って提出する。</u> <u>イ 経済産業局長は、受理したフレキシブルディスクを整理審査し、経済産業大臣に別表に掲げる期日までに提出する。</u> 7～10 略 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者	○調査組織の変更及び記録媒体を実態に合わせるため変更する。 ○調査組織の変更のため追加する。
--	---	--

<table><tr><th>関係書類</th><th>保存期間</th><th>保存責任者</th></tr><tr><td>記入済み調査票及び報告義務違反提出の電磁的記録</td><td>1年</td><td>経済産業大臣</td></tr><tr><td>調査票等及び集計表を収録した電磁的記録</td><td>永年</td><td>経済産業大臣</td></tr></table>	関係書類	保存期間	保存責任者	記入済み調査票及び報告義務違反提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣	調査票等及び集計表を収録した電磁的記録	永年	経済産業大臣		○調査組織の変更及び記録媒体を実態に合わせるとともに、記述の明確化により変更する
関係書類	保存期間	保存責任者									
記入済み調査票及び報告義務違反提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣									
調査票等及び集計表を収録した電磁的記録	永年	経済産業大臣									
<u>別表第1</u> <u>別表第2</u>											

<table><tr><th>関係書類</th><th>保存期間</th><th>保存責任者</th></tr><tr><td>調査票及びフレキシブルディスク</td><td>1年</td><td>経済産業大臣</td></tr><tr><td>調査票</td><td>1年</td><td>経済産業局長</td></tr><tr><td>調査票等及び集計表を収録した磁気媒体</td><td>永年</td><td>経済産業大臣</td></tr></table>	関係書類	保存期間	保存責任者	調査票及びフレキシブルディスク	1年	経済産業大臣	調査票	1年	経済産業局長	調査票等及び集計表を収録した磁気媒体	永年	経済産業大臣		○別添1の新旧対照表参照のこと。 ○調査組織の変更等に伴い調査票に所要の変更をする。変更部分については別添2参照のこと。
関係書類	保存期間	保存責任者												
調査票及びフレキシブルディスク	1年	経済産業大臣												
調査票	1年	経済産業局長												
調査票等及び集計表を収録した磁気媒体	永年	経済産業大臣												
<u>別表</u> <u>別添様式</u>														